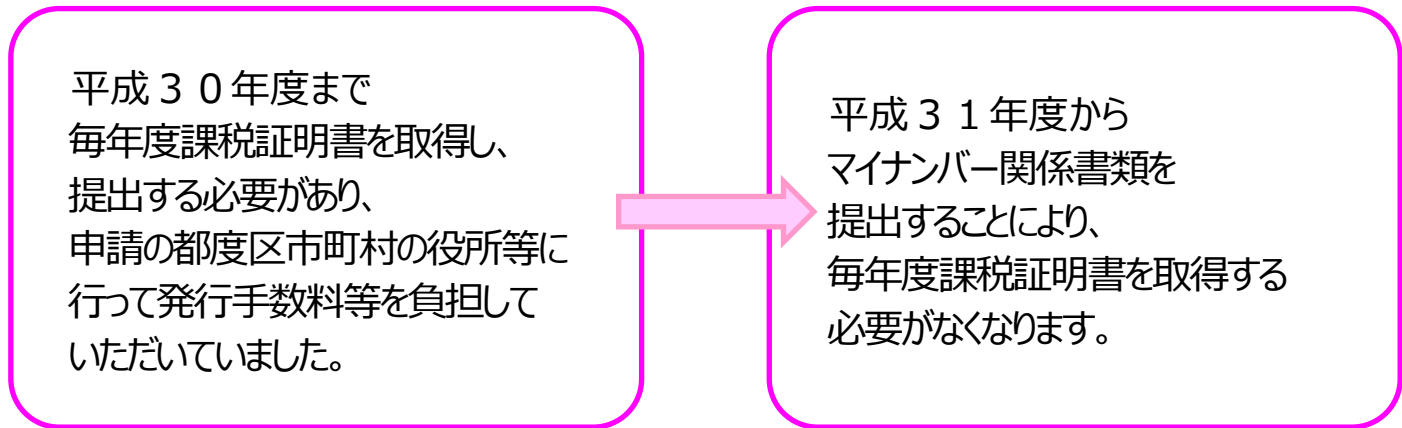


マイナンバーの提出について

平成31年度からマイナンバーによる手続きを開始します。
マイナンバーの場合、以下のように手続きが変わります。



1 マイナンバーの利用が可能な申請手続き

- 東京都私立高等学校等就学支援金
- 東京都私立高等学校等学び直し支援金

※ 東京都が補助し、（公財）東京都私学財団が実施している授業料軽減助成金・奨学給付金手続き等では、マイナンバーによる手続きは行えませんのでご注意ください。


（留意事項）

- マイナンバーを提出いただくことで、原則として、その後課税証明書の提出が不要となります。ただし、マイナンバーを提出いただいても、課税情報の取得ができない場合があります。その場合は、課税証明書の提出をお願いしますので、予めご承知おきください。
- 提出されたマイナンバーは、就学支援金・学び直し支援金にのみ活用します。（公財）東京都私学財団で実施している私立高校生等を対象とした負担軽減制度である授業料軽減助成金・奨学給付金については、マイナンバーを利用することが認められておりません。このため、これらの助成金を申請される場合には、別途（公財）東京都私学財団あてに課税証明書を提出いただく必要がありますので、ご注意ください。
- 生活保護を受給している（生活扶助を受けている）世帯は、マイナンバーではなく、課税証明書もしくは生活保護受給証明書（生活扶助の記載があるもの）の提出をお願いします。
- 親権者が2名の場合、お二方の提出方法（マイナンバー又は課税証明書）は統一してください。
- マイナンバーにより提出する場合、非課税である（収入がない場合も含む）控除対象配偶者の方についても、マイナンバーを提出してください。
- **必要書類の写しの添付がない場合や、提出書類に必要事項の記載がない場合は、審査できません。**

2 マイナンバー関係書類の提出方法

- (1) マイナンバー台紙に必要事項を記入の上、①マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、②本人確認書類の写し（コピー）を貼り付けてください。

記入・チェックをお願いいたします。

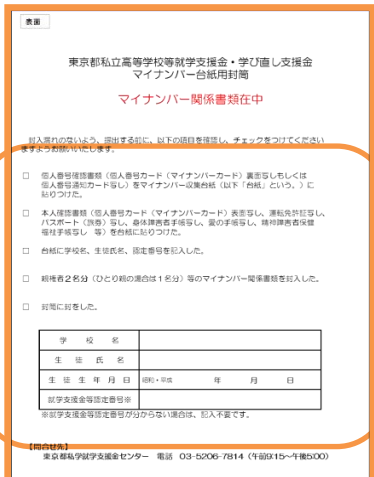


それぞれ、以下の有効な書類から選んで写しを貼り付け、該当箇所にチェックをつけてください。

①マイナンバーを確認するための書類
個人番号カードのマイナンバーが記載された裏面、
個人番号通知カードのマイナンバーが記載された表面
※上記のいずれも提出できない場合は、
個人番号が記載された住民票（本籍地不要）

②本人確認書類
○顔写真付きの本人確認書類の場合
個人番号カードの顔写真が表示された表面、運転免許証、
パスポート（旅券）、身体障害者手帳、愛の手帳、
精神障害者保健福祉手帳
○顔写真のない本人確認書類の場合
※以下のいずれか2つ
健康保険証、年金手帳、源泉徴収票、住民票（本籍地不要）

- (2) マイナンバー台紙を二つ折りにし、所定のマイナンバー台紙用封筒に封入し、しっかり糊付けしてください。マイナンバー台紙用封筒の表面のチェック欄にもチェックし、必要事項を記入してください。



マイナンバー台紙を封入し、しっかり糊付けしてください。

記入・チェックをお願いいたします。

- (3) (2)のマイナンバー台紙用封筒を所定の申請書と共に封筒に入れ、封筒のチェックラベルにチェックの上、封をして学校にご提出ください。

3 マイナポータル

内閣府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」において、マイナンバーを用いて東京都生活文化局がお住まいの区市町村と税情報をやり取りした履歴が確認できるようになっています。

確認は、ご自身のマイナンバーカードを用いて行います。

やり取りされた情報の名称、照会日時、照会機関、提供日時、提供機関等が確認可能です。

マイナポータルから行政機関間のやり取り履歴を確認できないようにする事情（DV等被害者が加害者の所在地からマイナンバーカードを置いたまま避難している場合等）がある場合は、確認できないようにすることも可能ですので、東京都生活文化局私学部までお問い合わせください。

本件に係る問合せ先 東京都生活文化局私学部 電話 03-5388-3181

ご不明な点については、在籍している学校か、下記問合せ先にご連絡ください。

【問合せ先】

東京都私学就学支援金センター 電話 03-5206-7814（午前9:15～午後5:00）

※（公財）東京都私学財団が行う授業料軽減助成金・奨学給付金も併用できますが、支給条件が異なりますので、詳しくは上記の支援金センターまでお問い合わせください。

